
公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月4日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

高知県公安委員会規則第14号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 四国横断自動車道の項中「高岡郡中土佐町久礼字薬王寺2592番1」を「高岡郡四万十町平串字高尾994番6」に改め、同表中

「

県道須崎停車場	須崎市泉町3番1地先から須崎市池ノ内字池ノ内1130番1地先まで
---------	----------------------------------

」

を
「

県道須崎停車場	須崎市泉町3番1地先から須崎市池ノ内字池ノ内1130番1地先まで
県道四万十町東インター	高岡郡四万十町影野字藪ヶ谷山716番3から高岡郡四万十町影野字岡屋敷557番1まで

」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年12月9日から施行する。